

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

第 21 条第 1 項第 14 号ホの対応について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成 30 年原子力規制委員会規則第 1 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 21 条第 1 項第 14 号ホにおいて、「都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること」を規定したため、原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする許可届出使用者におかれましては、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（平成 29 年 12 月 13 日 原規放発第 17121320 号 原子力規制委員会決定）の 14・6）に記載した例示を参考にしつつ、平時から関係機関に提供しておくべき情報について、以下の手順を踏まえ、都道府県警察及び消防機関との調整をして下さい。

○都道府県警察との連携について

施設が所在する市区町村の警察署の生活安全課にあらかじめ連絡をした上で、警察署を訪問して下さい。

（参考）平成 30 年 1 月 31 日 警察庁 通知文

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoan20180131.pdf>

○消防機関との連携について

施設が所在する市区町村の消防本部の予防部門にあらかじめ連絡をした上で、消防本部を訪問して下さい。

（参考）平成 30 年 3 月 20 日 消防庁 通知文

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300320_toku40.pdf

○関係する法令等について

規 則：http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=335M50000002056&openerCode=1

告 示：<http://www.nsr.go.jp/data/000223431.pdf>

評価方法：<https://www.nsr.go.jp/data/000201271.pdf>（P. 12～14 参照）

ガ イ ド：<http://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf>

※医療機関との連携につきましては、調整が終了次第改めて周知します。